

平塚市営住宅駐車場外部貸し事業 募集要項

平塚市 建築住宅課

目次

■ 平塚市営住宅駐車場外部貸し事業募集に係るスケジュール	1
1 目的及び趣旨	2
2 平塚市営住宅駐車場外部貸し事業に係る市と実施事業者の関係について	2
(1) 市	2
(2) 実施事業者	2
3 募集する市営住宅駐車場	3
4 応募者の要件	3
5 駐車場事業運営に伴う条件等について	4
(1) 禁止事項	4
(2) 条件等	4
(3) 事業開始(使用許可)	5
(4) 使用料	5
(5) 実地調査等	6
(6) 資料の提出等	6
6 質疑受付・回答	6
7 応募の手続きについて	7
(1) 応募方法	7
(2) 提出書類について	7
8 企画提案書等の提出	8
(1) 使用希望駐車場内訳及び提案額	8
(2) 企画提案書	8
9 提案に係る留意事項について	9
(1) 使用面積	9
(2) 提案額	9
(3) チャレンジ提案	9
10 候補者の特定について	10
(1) 特定方法	10
(2) 評価基準	10
(3) 審査結果の通知	11
(4) 合意書の締結	11
(5) 入居者及び近隣住民への周知	11
(6) 候補者特定後の許可手続き等	11
11 その他	11
(1) 許可手続きの性質について	11
(2) 不測の事態等に対処するための日程変更等について	11
(3) 本募集要項に記載のない事項等への対応について	11
(4) 関係法令等について	12
様式類	13
関係法令等	18
図面	22

■平塚市営住宅駐車場外部貸し事業募集に係るスケジュール

		項目	日程
すべての 応募 事業者	①	募集要項等の公開	令和8年4月15日(水) ※市ホームページに掲載します。
	②	募集要項等に係る質疑・回答	受付 令和8年4月15日(水)から 令和8年4月22日(水)17時まで ※電子メール添付により提出すること。
			回答 令和8年4月30日(木)に回答を市ホームページに掲載します。
	③	応募申込書兼参加表明書等の受付期間	令和8年5月1日(金)から 令和8年5月11日(月)17時まで ※市役所に持参にて提出すること。
	④	企画提案書等の受付期間	※詳細は、プロポーザル要請通知書により通知します。
	⑤	提案者によるプレゼンテーション	令和8年6月上旬 ※詳細は、プロポーザル要請通知書により通知します。
⑥	審査結果の公表及び応募事業者への結果通知発送	令和8年6月10日(水)	
実施 事業者 のみ	⑦	入居者や近隣住民への工事に関する周知	令和8年6月15日(月)から 令和8年6月24日(水)まで(予定)
	⑧	市営住宅駐車場使用許可申請書の提出期限	令和8年6月26日(金)17時まで(予定) ※市役所に持参にて提出すること。
	⑨	市営住宅駐車場使用許可決定 機器設置等工事開始	令和8年7月1日(水)から(予定)
	⑩	駐車場事業の運用開始	令和8年8月(予定)

※日程欄に(予定)とあるものは、日程を別途提示します。

平塚市営住宅駐車場外部貸し事業募集要項

1 目的及び趣旨

平塚市では、市営住宅の未利用駐車場（以下「未利用駐車場」という。）を民間事業者
に有償で貸し出す取組（以下「外部貸し事業」という。）を実施します。

外部貸し事業は、未利用駐車場をコインパーキング等の用途として有効活用し、併せて、
市民の方々（入居者、市営住宅来訪者、周辺施設利用者等）及び地域の利便性を高めるこ
とをその目的としています。

一方、市営住宅が入居者の居住する空間でもあることに鑑み、その敷地の一部である未
利用駐車場を外部貸しするに当たっては、入居者の住環境の保全、入居者や近隣住民から
の苦情等への対応が必要となります。

このような目的及び趣旨の下、本件募集は、未利用駐車場について、コインパーキング
事業、月極駐車場事業、カーシェアリング事業、レンタルサイクル事業、移動販売車等
（以下「駐車場事業」という。）の運営のできる事業者をプロポーザル方式により募集す
るものです。

応募する事業者（以下「応募者」という。）は、これらの目的及び趣旨を十分に踏まえ
て企画提案書を提出してください。

2 平塚市営住宅駐車場外部貸し事業に係る市と実施事業者の関係について

(1) 市

市は、駐車場事業を実施する事業者として決定した事業者（以下「実施事業者」とい
う。）に対し、駐車場事業の工事開始から令和11年3月31日まで、駐車場事業を許可
し、提案する駐車場台数に1台当たりの駐車场面積（12.5 m²）を乗じた使用面積（詳細
は9（1）を参照）から算出した提案額を毎年度請求します。

(2) 実施事業者

実施事業者は、未利用駐車場のうち使用を希望し許可を受けた駐車場（以下「使用許
可駐車場」という。）を使用し、駐車場設備の設置等必要に応じて自費工事を行い、駐車
場事業を行います。

実施事業者は、市営住宅敷地内の自動車通行に対して安全対策を講じるとともに、入居
者及び近隣住民からの苦情にも対応できる体制を整備するなどの対策を行うものとしま
す。

3 募集する市営住宅駐車場

募集する市営住宅駐車場は、次の（表1）のとおりです。

（表1）市営住宅駐車場一覧

番号	市営住宅名	所在地	未利用駐車場番号	(参考)入居者の 駐車場使用料月額
1	虹ヶ浜住宅	平塚市虹ヶ浜 21	1～16 (16台) (200.0 m ²)	9,500 円
2	虹ヶ浜東住宅	平塚市虹ヶ浜 7	26～50 (25台) (312.5 m ²)	9,500 円
3	龍城ヶ丘住宅 (1・2号棟) ※月極駐車場事業又は レンタルサイクルに限る	平塚市龍城ヶ丘 14	109～133 (25台) (312.5 m ²)	10,000 円
4	龍城ヶ丘住宅 (3・4号棟)	平塚市龍城ヶ丘 13	78～88、93～103 (22台) (275.0 m ²)	10,000 円

4 応募者の要件

次の要件をすべて備えていることを条件とします。

- (1) 使用許可期間を継続して本件募集に係る駐車場事業を行える法人であること。
- (2) 駐車場事業を現在まで3年以上継続して運営している実績を有すること。
- (3) 年間を通じて終日（24時間）対応可能なコールセンターを設置でき、かつ、トラブル等発生時に年間を通じて終日（24時間）現地対応ができる体制を構築できること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例（平成23年6月30日条例第9号）第2条第2号及び第5号の規定に該当しない者であること。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に違反する事実がないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年12月7日法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けていないこと。
- (7) 過去2年以内に、銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 過去6箇月以内に、不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- (9) 債務不履行により、その所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定を受けていないこと。
- (10) 国税及び市税等の滞納がないこと。
- (11) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

5 駐車場事業運営に伴う条件等について

(1) 禁止事項

- ① 使用許可期間内において駐車場事業を取りやめること。
- ② 平塚市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団経営支配法人その他反社会的団体又はそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反し、犯罪行為を助長し又は助長するおそれのある者に使用させること。
- ③ 募集要項に定める目的及び趣旨以外の用途に使用すること。
- ④ 担保に供し、又は私権を設定すること。
- ⑤ 駐車場事業を一括して再委託すること。

(2) 条件等

ア 提案内容の扱い

提案内容を変更することは、原則としてできません。ただし、募集要項に記載のない事項等で疑義がある場合、入居者、自治会、近隣住民の要望により提案内容を変更する必要が生じた場合、又は提案時に想定できなかった事情により提案内容を変更する必要が生じた場合で、提案内容を変更することの相当の理由があると市が認める場合には、提案内容を変更することができる場合がありますので、市と協議してください。

イ 事業開始前の義務

事業開始に向けた駐車場の整備等による工事や車両の通行、排気ガス等の影響があると判断された場合、又は市の指示があった場合は、実施事業者が、入居者及び近隣住民に対して周知を行ってください。

ウ 事業内容

- ① 駐車場事業は、年間を通じて終日（24時間）の営業が可能です。ただし、特に夜間における入居者及び近隣住民への迷惑防止に関して適切な措置を講じてください。
- ② 使用許可駐車場の使用方法は、平面利用に限ります。
- ③ 月極駐車場事業を運営する場合、1台あたりの月極使用料は、3の表1（参考）入居者の駐車場使用料月額以上の額としてください。
- ④ その他駐車場事業の運営に当たっては、市営住宅敷地内及び駐車場進入路・退出路の交通安全の確保について十分留意し、入居者、近隣住民、駐車場利用者からの苦情等については、実施事業者が迅速かつ誠実に対応してください。

エ 費用負担等

- ① 提案内容の実施に係る費用（光熱費、保険料等）は、実施事業者が負担し、関係事業者と個別に契約してください。
- ② 工事に係る一切の事項については、実施事業者の責任において行ってください。
- ③ 実施事業者は、事故等のトラブルが発生した場合には、迅速かつ誠実に対応してください。また、実施事業者は、許可期間中、自らの負担で施設賠償責任保険に加入してください。

- ④ 使用許可駐車場の舗装等が損傷した場合は、補修等を行ってください。また、当該損傷により発生した事故、トラブル等の責任を市に問うことはできません。
- ⑤ 使用許可駐車場は清潔を保ってください。

オ 使用許可駐車場等

- ① 使用許可駐車場は、市営住宅の未利用駐車場の状態で使用許可します。駐車場事業の運営に当たり維持管理及び清掃を実施事業者が対応してください。
- ② 使用許可駐車場等に設置している車止めポール、看板フェンスについては、市の指示に従い、実施事業者の負担による移動又は処分が必要となります。
- ③ 実施事業者の名称及び連絡先を示す看板を人目の付く場所に設置してください。入居者用の駐車場と使用許可駐車場を容易に識別できるような措置（柵の設置、境界線の着色等）を講じてください。
- ④ 駐車場事業の場所を示す案内看板等を設置する場合は、関係する平塚市景観条例、平塚市屋外広告物条例等の条例の規定を遵守してください。
- ⑤ 駐車場事業の終了に当たり、使用許可駐車場を市に返還する場合は、原則、自己負担で原状回復してください。ただし、引き続きの実施事業者に選定された場合等、市が認めた場合は、その限りではありません。

カ その他

- ① 個人情報を取得する場合は、実施事業者の責任において取り扱ってください。
- ② 関係する法令・条例等を遵守してください。

(3) 事業開始（使用許可）

令和8年7月1日（予定。使用許可の詳細は10（6）を参照）から令和11年3月31日までとし、使用許可日から使用料が発生します。

なお、令和11年3月31日以降も継続を希望する場合は、市と協議の上、使用許可の更新について決定するものとします。

(4) 使用料

使用許可駐車場以外に看板、配管類、ゲート等を設置する場合は、水平投影面積も使用料の対象面積（以下「使用面積」という。詳細は9（1）参照）となります。

実施事業者の提案額（年額）を当該駐車場の使用料年額とし、年度ごとに請求します。使用許可が年度の中途にある場合は使用許可後速やかに、使用許可日から年度末までの使用料を実施事業者に請求し、翌年度以降は各年度の初めに年度毎の使用料を請求します。

なお、いかなる理由があっても使用料の返還は行いません。

(5) 実地調査等

市は必要と認める場合は、使用許可駐車場及び必要と認める箇所を実地調査し、実施事業者に対し関係資料の提出又は説明を求めます。実施事業者は、市の調査に誠実に協力するものとします。

(6) 資料の提出等

ア 提出資料

実施事業者は、使用許可期間中における各年度末の翌月末日までに当該年度又は期間に係る苦情等の発生件数等に関する資料(※)を市に提出してください。

また、市営住宅の敷地内の人身事故、物損事故などの事故又はトラブルが発生したときは、発生後速やかに警察署等の関係機関へ通報するとともに、平塚市長（以下「市長」という。）まで届け出てください。

※入居者や近隣住民からの苦情、駐車場利用者と入居者とのトラブル等を内容別に月毎の発生件数及び対応状況を記載してください。

様式は自由としますが、電子データ（PDF ファイル）の提出とします。

イ 資料の取扱い

アの資料については、平塚市情報公開条例（平成 14 年 12 月 20 日条例第 24 号）に基づく情報公開請求があった場合、請求者等に公開することができるものとします。

6 質疑受付・回答

質疑書の提出について、「平塚市営住宅駐車場外部貸し事業に関する質疑書（第 3 号様式）」に必要事項を記入し、**令和 8 年 4 月 22 日（水）17 時まで**に次のメールアドレスあてに提出してください。

送信の件名は、「平塚市営住宅駐車場外部貸し事業に関する質疑」とし、法人名をメール本文に明記してください。

質疑受付期間外に質疑書の提出があった場合又は本募集に関係のない内容については、回答いたしませんのでご注意ください。

質疑の回答は、**令和 8 年 4 月 30 日（木）**に平塚市ホームページにて掲載します。

○質疑書提出先

平塚市 都市整備部 建築住宅課 住宅管理担当

○所在地

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号
平塚市役所本館 6 階 602 番窓口

○電話番号 0463-21-8784（直通）

○メールアドレス kenchiku@city.hiratsuka.kanagawa.jp

○ホームページアドレス <https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sumai/jutaku.html>

7 応募の手続きについて

(1) 応募方法

7 (2) に記載する提出書類を必要部数用意し、令和8年5月1日(金)から5月11日(月)までに、建築住宅課住宅管理担当に持参にて提出してください。

提出可能日時は、平日の8時30分から17時までになります。

(2) 提出書類について

次の書類の原本1部を提出してください。

ア **応募申込書兼参加表明書** (第1-1号様式)

イ 事業者概要書等

次の書類を添付してください。

① **事業者の概要に関する書類**

名称、所在地、代表者職名・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容・実績等を記載してください。

② **商業登記簿 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書**

③ **定款**

④ **印鑑証明書** (発効日から2箇月以内のもの)

⑤ **平塚市暴力団排除条例に関する誓約書** (第2号様式)

⑥ **役員名簿**

所定の様式はありません。取締役、執行役その他名称を問わず、法人の事業を執行する者と認められる者の一覧を作成し、提出してください。

⑦ **財務諸表**

応募者の過去3箇年の決算財務諸表(損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書)。申し込み時点で作成していない場合は、直近の既存の財務諸表をご提出ください。

⑧ **納税証明書**

次の各証明書を提出してください。

(a) **法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書(国税)**

下記国税庁ホームページ中の「その3の3」による納税証明書(未納がないことについての証明)が必要です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/01-4.pdf>

(b) **法人市民税・固定資産税の納税証明書**

本社所在地の市区町村の納税証明書(未納がないことについての証明)が必要です。(3箇年分提出)

⑨ **駐車場事業実績に関する書類**

駐車場事業を3年以上継続して運営している実績を証明するものです。運営場所、形態、事業内容等を記載し、当該事業の許可書又は契約書の写し等を添付してください。

⑩ **運営体制に関する書類**

駐車場事業を運営するに当たっての運営体制（事業の一部を委託する場合は、当該委託部分の名称及び委託先の名称を示すこと）、トラブル、苦情等に対する対応体制、現地対応に要する時間等を具体的に記載してください。

8 企画提案書等の提出

(1) 使用希望駐車場内訳及び提案額

プロポーザル要請通知書で示す期間、方法に沿って第1-2号様式を提出してください。
 なお、第1-2号様式には、駐車場番号、単価、面積及び提案額等を記載してください。

(2) 企画提案書

企画提案書は、応募する駐車場ごとに作成し、(表2)の記載内容の①から⑧を提案してください。(書式は任意)

チャレンジ提案に関する項目については、必ず他の項目とは別項目とし、チャレンジ提案であることを明示してください(9(3)参照)。

なお、企画提案書を作成するにあたり、本募集要項中に掲載している図面を利用しても構いません。

(表2) 企画提案書の項目等について

項目	記載内容	備考
駐車場事業の概要等に関する事	①駐車場事業の具体的内容	運営する駐車場事業の概要、各事業に供する駐車場台数(事業開始前後)等を明示すること。
	②事業計画書	想定される年間の利用数・収益高・費用、料金体系(月極駐車場を実施する場合にはその月額)、24時間対応の具体的内容など
	③駐車場平面図	現況の境界線を変更する場合は、新たな境界線で平面図を作成すること。駐車場設備や注意看板等を設置する場合には場所を示すこと。進入路・退出路を示すこと。
	④敷地内外の交通事故防止や防犯に関する提案	防犯カメラ・入居者駐車場との間の車止めポール・注意喚起の看板(記載内容をイメージ図で表示)の設置等
	⑤アイドリングストップ等に関する提案	イメージ図等を表示すること。
	⑥使用許可駐車場の清掃	清掃内容、清掃頻度を具体的に記載すること。
	⑦事業スケジュール	工事開始時及び原状回復時の工事スケジュールなど。
	⑧使用面積内訳表	使用面積の合計とその根拠が分かるもの。
チャレンジ提案に関する事(任意)	市民の利便性の向上、地域社会の発展や災害対策に資する提案、環境負荷の低減に資する提案	① カーシェアリングの導入 ② 電気自動車の充電施設の導入 ③ その他特に評価できる提案 等

9 提案に係る留意事項について

(1) 使用面積

次の面積の合計とします。

① 使用希望駐車場の面積

第1-2号様式のA使用希望駐車場の面積には、提案する駐車場台数に1台当たり駐車場面積（12.5㎡）を乗じた面積を記入してください。

② 使用希望駐車場以外の市営住宅敷地に案内看板、外灯、入出ゲート等を設置する場合は、これらの水平投影面積を記入してください。

③ 使用希望駐車場以外の市営住宅敷地に配管類を埋設する場合は、当該配管類の外径×延長により計算される面積を記入してください。

注：②及び③の計算根拠を企画提案書中「使用面積内訳表」に記載してください。

なお、小数点第1位まで（第2位以下を切捨て）の面積とします。

使用許可後に使用面積を変更することは、原則としてできません。ただし、5（2）アにより提案内容を変更することができる場合を除きます。

実施事業者は、境界線を引き直すことができます。また、駐車場以外の通路部分に駐車場番号等をペイントする場合、当該部分は使用面積に含めません。

(2) 提案額

提案額（年額）は、消費税を含まない額とし、単価は次に掲げる最低提案額（年額）を下回る額とすることはできません。また、提案後の金額変更は、原則できません。

（表3）駐車場番号・駐車場面積及び最低提案額について

番号	市営住宅名	未利用駐車場番号・面積	最低提案額（円/㎡）
1	虹ヶ浜住宅	1～16 (16台) (200.0㎡)	4,314円
2	虹ヶ浜東住宅	26～50 (25台) (312.5㎡)	4,314円
3	龍城ヶ丘住宅 (1・2号棟) ※月極駐車場事業又は レンタルサイクルに限る	109～133 (25台) (312.5㎡)	5,143円
4	龍城ヶ丘住宅 (3・4号棟)	78～88、93～103 (22台) (275.0㎡)	5,143円

(3) チャレンジ提案

平塚市営住宅駐車場外部貸し事業は、市民の方々及び地域の利便性向上のために行うものです。また、エネルギー問題や地球環境への配慮、地域の災害対策など地域社会の発展への貢献が求められていますので、これらの提案は加点します。（表4参照）

チャレンジ提案として提案する場合は、提案内容が市営住宅駐車場において今後確実に実施できるものを提案してください。

10 候補者の特定について

候補者の特定に当たっては、以下に記載する評価項目、評価の視点及び配点によるプロポーザル方式により、総合的に評価します。

(1) 特定方法

市は、応募締切り後、プレゼンテーションを実施したうえで提案内容を評価し、評価点の合計点数の最も高い者を市長が候補者として特定します。

また、使用を許可するまでの間に候補者から辞退の意思表示があった場合、候補者が正当な理由なく使用許可申請手続きを行わない場合又は合意に至らない場合であって、市長が候補者の特定を取り消した場合は、最低基準を満たす事業者のうち、合計点数が高い順に協議した上で、新たに候補者を特定することができるものとします。

(2) 評価基準

表4のとおりとします。

(表4) 評価基準

評価項目	配点	評価の視点
実施事業者としての適格性	10	実施事業者としての経営状況は健全かどうか。
事業計画の内容	60	交通事故防止や防犯等の安全確保の提案があるか。
		市営住宅入居者や近隣住民の住環境保全の提案があるか。
		入居者、近隣住民等からの苦情、問い合わせ等に迅速かつ的確に対応できる体制等が整っているか。
		使用許可駐車場内の清掃は、清潔な住環境維持に十分なものか。
		スケジュールは具体的な内容となっているか。
		使用希望の駐車場台数はどの程度あるのか。
		入居者や近隣住民の利便性が高まるようバランスよく使用を希望する駐車場を配置しているか。
提案資料やプレゼンテーションは提案内容がわかりやすく示され、意欲が感じられるか。		
チャレンジ提案	10	市民の利便性の向上、地域社会の発展や災害対策に資する提案、環境負荷の低減に関する提案がある場合に加点する。 ① カーシェアリングの導入 ② 電気自動車の充電施設の導入 ③ その他特に評価できる提案
使用料の提案額	20	使用料の提案額はどれくらいか。
合計	100点	

(3) 審査結果の通知

提案を行ったすべての応募者に対し、令和8年6月10日(水)に審査結果を通知します。

(4) 合意書の締結

ア 候補者として特定された者は、市と事業内容の詳細について協議し合意書を締結します。ただし、合意に至らないときは、10(1)による順位が高い者から順に協議を行います。この場合のスケジュールは別途通知します。

イ 合意書を締結するに当たっては、候補者が提案した内容を尊重しますが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項は改めて提示します。

(5) 入居者及び近隣住民への周知

候補者は、審査結果の通知を受領後、別途通知する期日までに(表1)の各住宅の入居者、地域自治会及び近隣住民に対して、事業開始に伴う駐車場整備による工事や車両の通行等について周知を行ってください。

(6) 候補者特定後の許可手続き等

候補者の特定及び入居者等への周知の後、別途通知する期日までに、市営住宅駐車場使用許可申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類をP6に記載する提出先に提出してください。(市営住宅駐車場使用許可を受ける必要があります。)

正当な理由なく、期日までに申請書及び添付書類を提出しないときは、候補者の特定を取り消すことがあります。添付書類については、別途指示します。

11 その他

(1) 許可手続きの性質について

市営住宅駐車場の外部貸し事業に係る使用許可手続きは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項、平塚市営住宅条例(平成9年9月30日条例第14号)第60条の2及び同条例施行規則(平成9年9月30日規則第38号)第42条の2に基づく行政財産の使用許可(行政処分)です。

(2) 不測の事態等に対処するための日程変更等について

自然災害やその他不測の事態が発生した場合は、予告なく日程変更又は募集を取りやめることがあります。この場合、応募者及び実施事業者等は市にその損失等を請求できません。

(3) 本募集要項に記載のない事項等への対応について

実施事業者は、事業実施にあたり、募集要項に記載のない事項等で疑義がある場合は、市と誠実に協議するものとします。

(4) 関係法令等について

本募集要項のほか、関係する法令、平塚市営住宅条例、平塚市営住宅条例施行規則等を参照してください。

様式類

(第1-1号様式)

受付番号

(この欄は記入しないこと)

令和 年 月 日

(提出先)

平塚市長

提出者 商号又は名称

代表者職氏名

平塚市営住宅駐車場外部貸し事業 応募申込書兼参加表明書

「平塚市営住宅駐車場外部貸し事業募集要項」が対象とする市営住宅の駐車場について、別紙のとおり使用したいため、関係書類を添えて応募の申込み及びプロポーザルへの参加を表明します。

なお、応募及びプロポーザルの参加に当たっては、市営住宅における外部貸し事業の趣旨を理解し、募集要項に記載の要件をすべて満たしていることを誓約いたします。

1 提出書類

ア

イ

ウ

2 連絡担当者

所属部署：

職・氏名：

電話番号：

F A X：

電子メール：

(第1-2号様式)

受付番号

(この欄は記入しないこと)

令和 年 月 日

平塚市営住宅駐車場外部貸し事業
使用希望駐車場内訳及び提案額

市営住宅名 及び駐車場番号	単価 a	使用面積 b	提案額(年額) (小数点以下切り捨て) c (=a×b)
1 虹ヶ浜住宅 (~)	円/m ²	m ²	合計 円
2 虹ヶ浜東住宅 (~)	円/m ²	m ²	
3 龍城ヶ丘住宅(1.2) (~)	円/m ²	m ²	
4 龍城ヶ丘住宅(3.4) (~)	円/m ²	m ²	

使用面積(D)の求め方

使用希望駐車場の面積 A	看板等の水平投影面積 (小数点第2位以下切り捨て) B	配管類の面積(外径×延長) (小数点第2位以下切り捨て) C	使用面積 (小数点第2位以下切り捨て) D (=A+B+C)
1 m ² (台)	m ²	m ²	m ²
2 m ² (台)	m ²	m ²	m ²
3 m ² (台)	m ²	m ²	m ²
4 m ² (台)	m ²	m ²	m ²

(第2号様式)

平塚市暴力団排除条例に関する誓約書

平塚市長

令和 年 月 日
(申 込 日 と 同 日)

提出者 商号又は名称

代表者職氏名

私（当法人及び当法人役員）は、平塚市暴力団排除条例（以下「条例」といいます。）に基づき、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを基本理念としていることをよく理解した上で、次の事項について誓約いたします。

記

- 1 条例第2条の各号に掲げる者でなく、また同条各号に掲げる者とは一切の関連がありません。
- 2 申込みにあたり提出する役員名簿に記載されたすべての者の個人情報を、神奈川県警本部に照会し、又は提供することについて、同意します。
- 3 市営住宅駐車場を使用し駐車場事業を行うにあたっては、神奈川県暴力団排除条例第23条第2項第3号及び第6号の規定を遵守し、同条例第2条に規定する者その他これに類する者に、市営住宅駐車場を利用させません。

以 上

(第3号様式)

令和 年 月 日

平塚市営住宅駐車場外部貸し事業に関する質疑書

平塚市長

提出者 商号又は名称

代表者職氏名

平塚市営住宅駐車場外部貸し事業募集要項に関する質疑書を次の内容により提出します。

番号	記載ページ	項目名	質疑内容
(例)	〇ページ	7 提出書類について (2) 事業者概要書等	事業者概要書については、〇〇の記載でよいでしょうか。

※ 上記表は、字数、質疑数等の量により、幅及び行数を変更してもかまいません。質疑の量が多い場合は、別紙として同様の表を添付することも可能とします。

關係法令等

平塚市営住宅駐車場外部貸し事業に係る関係条例等

■平塚市営住宅条例（平成9年9月30日条例第14号）（抄）

（駐車場の目的外使用等）

第60条の2 市長は、第53条の規定にかかわらず、入居者又は同居者の利用を妨げない範囲において、規則で定める場合に限り、これらの者以外の者に対して、駐車場を使用させることができる。

2 前項の規定により駐車場を使用させる場合には、第52条及び第54条から前条までの規定は、適用しない。

■平塚市営住宅条例施行規則（平成9年9月30日規則第38号）（抄）

（駐車場の目的外使用等の範囲）

第42条の2 条例第60条の2に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 時間貸駐車場又は月極駐車場を運営する場合

(2) その他市長が認める場合

2 前項各号に該当するものとして駐車場を使用しようとする者は、平塚市市有財産規則（昭和41年規則第26号）に定める手続きを経なければならない。

その他本募集要項に係る法令等

■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

■神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号）（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は県民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる

者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(6) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となる施設又は施設の区画された部分をいう。

(利益供与等の禁止)

第 23 条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。

(2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。

(3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。

(4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。

(5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。

(6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

■平塚市暴力団排除条例（平成 23 年 6 月 30 日条例第 9 号）（抄）

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団 法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

■無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年12月7日法律第147号)(抄)
(再発防止処分)

第8条

- 2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。
- 一 いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

■地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)(抄)

第238条の4

- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

■地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)(抄)

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

図 面

市営住宅駐車場 配置図

【留意事項】

- ・龍城ヶ丘住宅1・2号棟は斜め駐車で、前面道路の幅員が4m程度です。
- ・各住宅の敷地内配管・配線に関する情報は、希望があれば質問期間中に申し出ることにより別途対応可能です。

【虹ヶ浜東住宅1・2号棟駐車場】

平塚市虹ヶ浜7番

未利用駐車場 25台



【虹ヶ浜住宅2号棟駐車場】

平塚市虹ヶ浜21番

未利用駐車場 16台



【龍城ヶ丘住宅3・4号棟駐車場】

平塚市龍城ヶ丘13番

未利用駐車場 22台



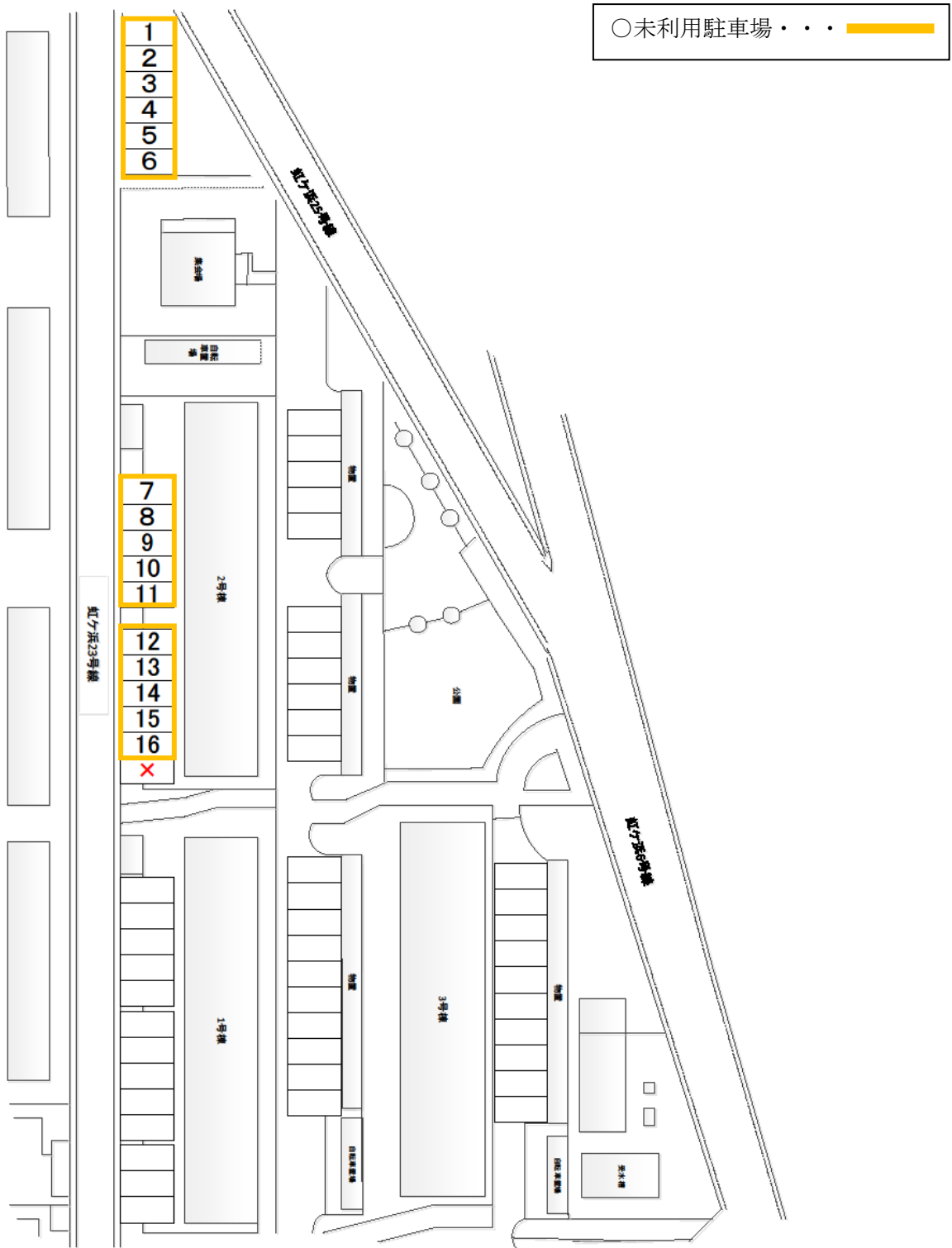
【龍城ヶ丘住宅1・2号棟駐車場】

平塚市龍城ヶ丘14番

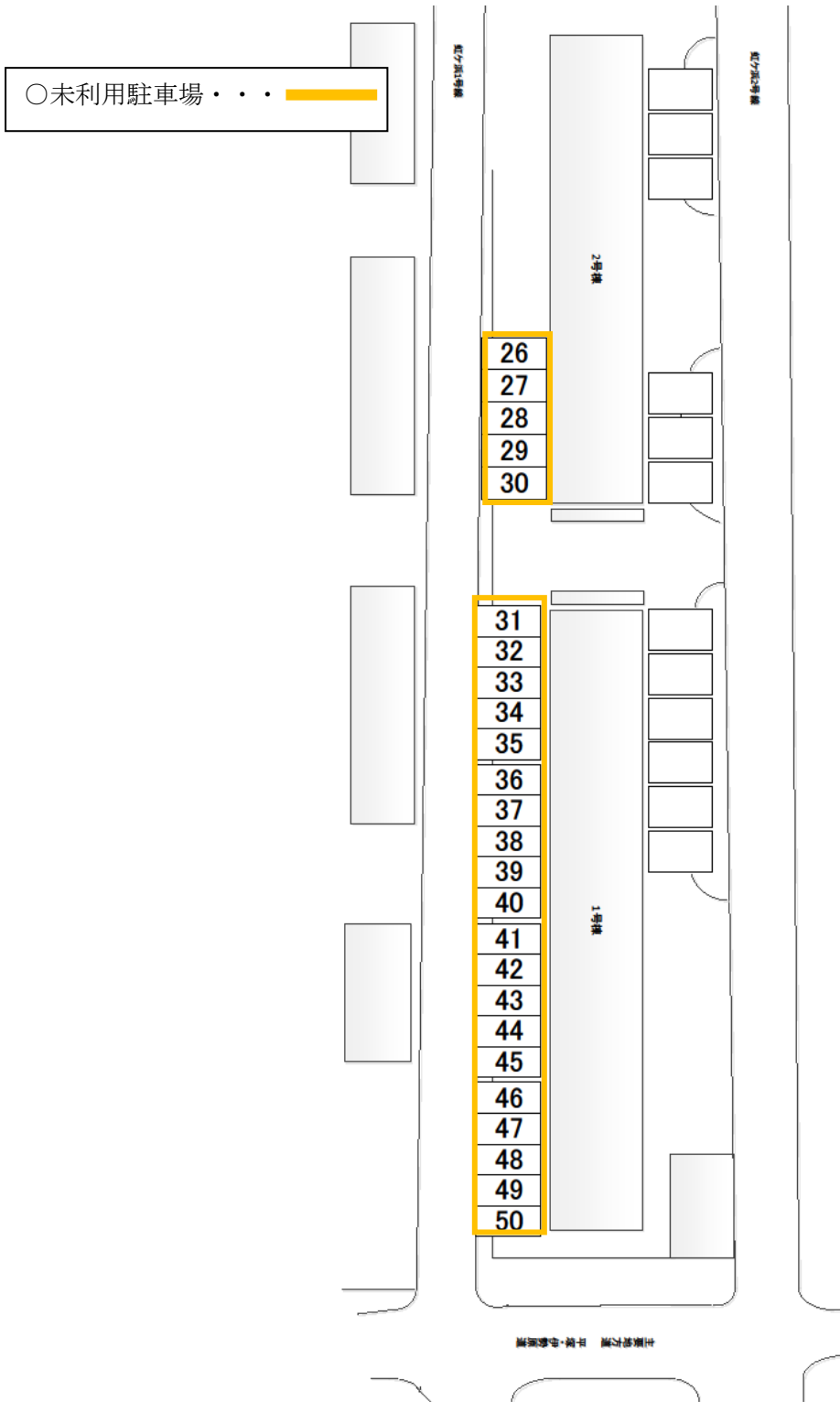
未利用駐車場 25台



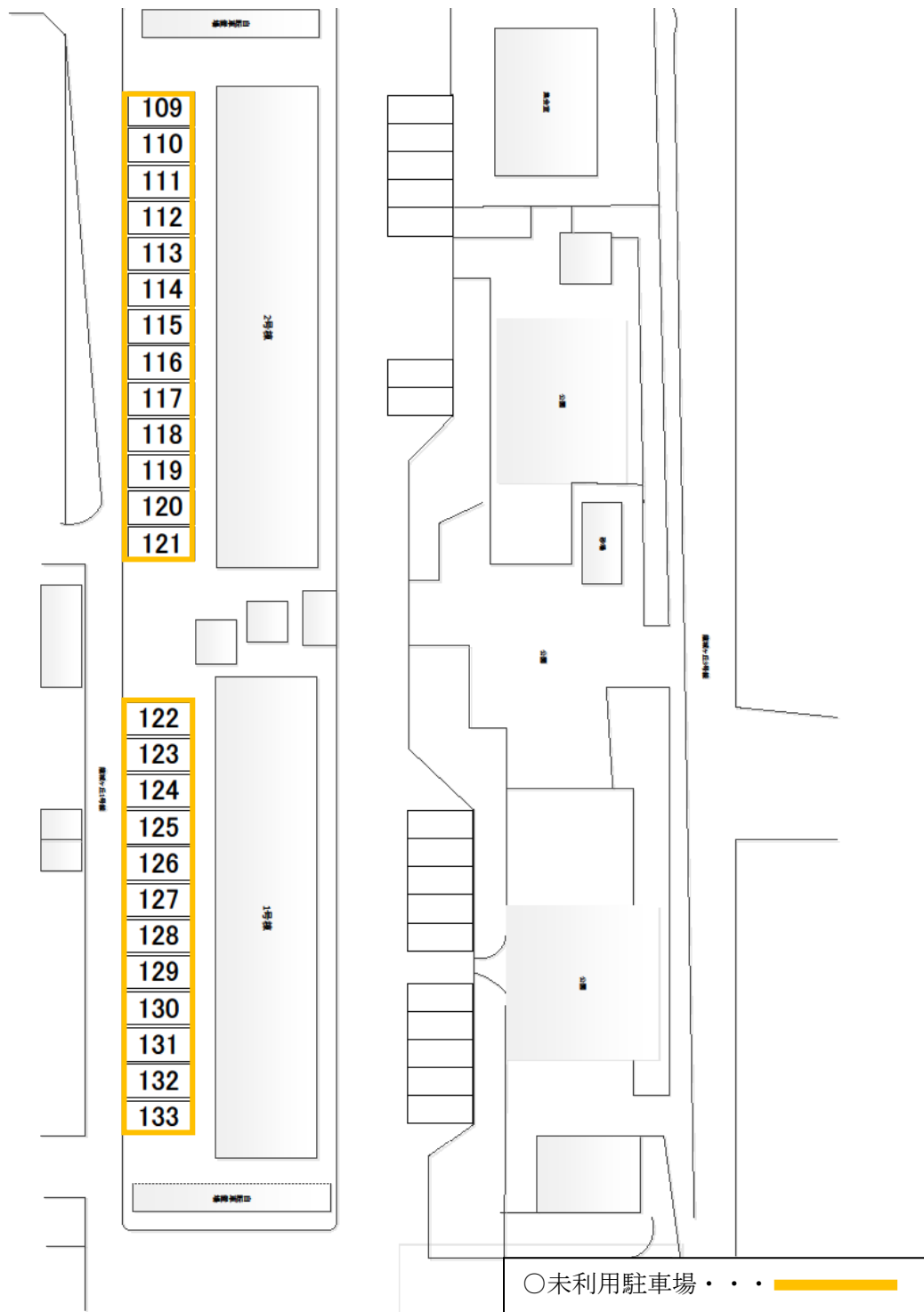
1. 虹ヶ浜住宅



2. 虹ヶ浜東住宅

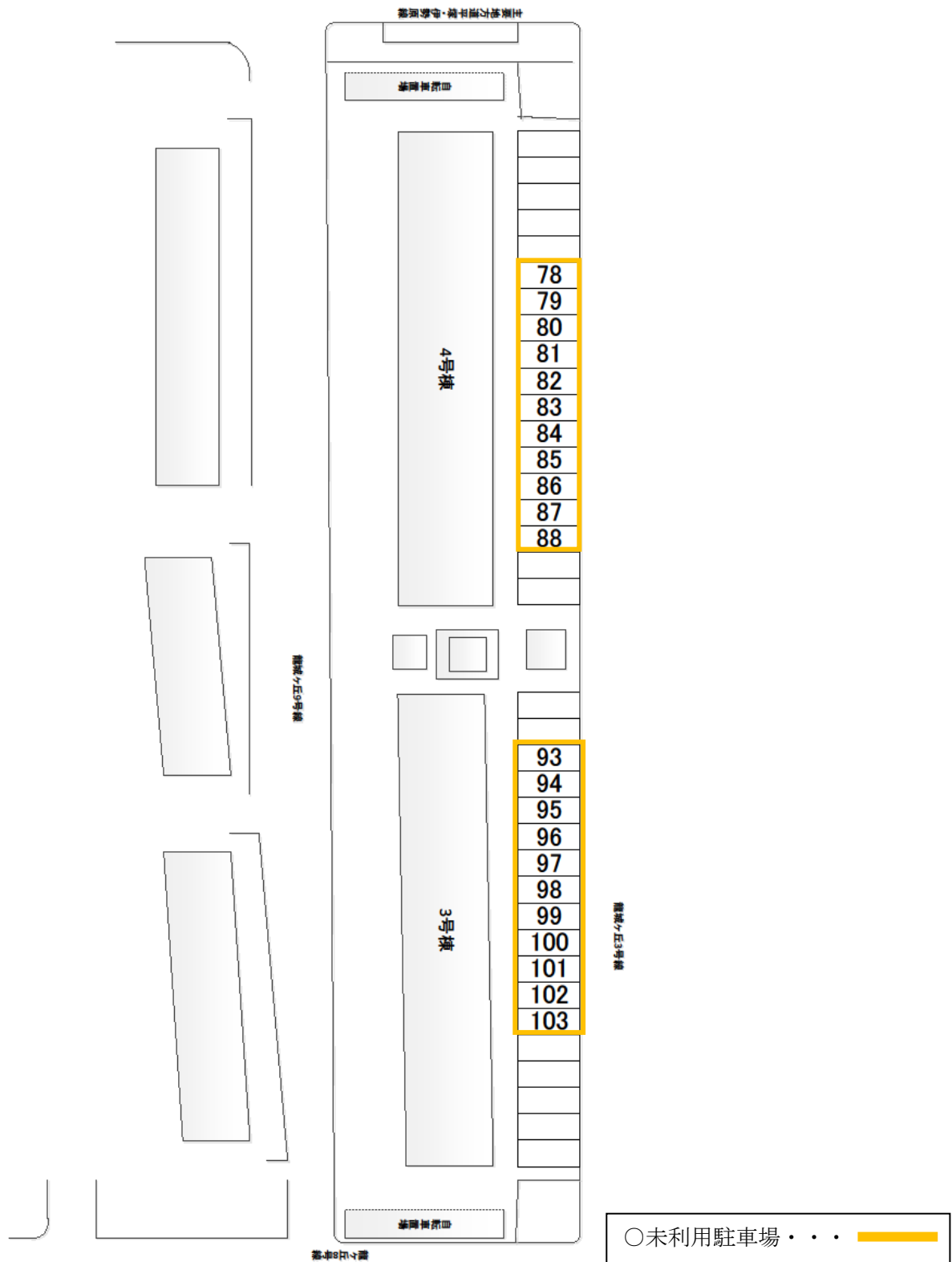


3. 龍城ヶ丘住宅（1・2号棟）



※龍城ヶ丘住宅1・2号棟は斜め駐車で、前面道路の幅員が4m程度です。

4. 龍城ヶ丘住宅（3・4号棟）



■問い合わせ先

○担 当 平塚市 都市整備部 建築住宅課 住宅管理担当

○所在地 〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9-1 平塚市役所本館6階 602番窓口

○電話番号 0463-23-1111 (内2464)

○メールアドレス kenchiku@city.hiratsuka.kanagawa.jp

○ホームページアドレス

<https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sumai/jutaku.html>